

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「一人ひとりが「自分のストーリー」を生きていく世の中をつくる」企業であり続けるためにコーポレート・ガバナンスの充実により経営の機動性、透明性及び健全性を高めることが経営の最重要課題であると認識する」を基本的認識とし、企業価値を向上させるために、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び充実に取り組んでおります。

また、すべてのステークホルダーより信頼を得ることが必要不可欠であると考えており、経営情報の適時開示を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
南 章行	1,706,800	7.95
新明 智	1,682,800	7.84
Fidelity Funds	1,577,300	7.35
Fidelity Japan Trust PLC	829,600	3.86
ジャフコSV4 共有投資事業有限責任組合	708,000	3.30
ニッセイ・キャピタル5号投資事業有限責任組合	352,800	1.64
Mistletoe Japan合同会社	324,000	1.51
澤山 明依	240,000	1.12
ニッセイ・キャピタル6号投資事業有限責任組合	172,700	0.80
DBJキャピタル投資事業有限責任組合	108,000	0.50

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

大株主の状況は、上場に際して行った公募・売出しの状況を把握可能な範囲で反映したのとなっており、当該公募・売出しによって株式を取得した株主の状況は反映しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	8 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
赤池 敦史	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
赤池 敦史	○	――	赤池敦史氏はコンサルティング会社、ファンドにおいて培った豊富な経営経験を有しており、当社の経営に関する様々な助言を求めることができると判断し、社外取締役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及びCEO室内部監査チームは、監査の実効性を高めるため、それぞれの監査計画や監査結果の共有、業務の改善に向けた具体的な協議を行う等、定期的に意見交換を行い、三者間で連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
矢富 健太郎	公認会計士													
肥後 結花	他の会社の出身者													
石原 一樹	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
矢富 健太郎	○	_____	矢富健太郎氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
肥後 結花	○	_____	肥後結花氏はインキュベーション事業を事業内容とする会社の経営者であり、経営における豊富な経験を有しております。また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。

石原 一樹	○	_____	石原一樹氏は弁護士であり、企業運営における専門的な法務知識・経験を有しております。また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
-------	---	-------	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役1名及び社外監査役3名の全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の継続的な成長と企業価値の向上と、付与対象者の受ける利益とを連動させることで、当社に対する付与対象者の貢献意欲を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社の継続的な成長と企業価値の向上と、付与対象者の受ける利益とを連動させることで、当社に対する付与対象者の貢献意欲を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。
なお、付与数については勤続年数、これまでの実績等を総合的に勘案して決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりませんが、取締役の報酬等を総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額は、株主総会で定められた報酬限度内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して、取締役にについては代表取締役社長に一任し、報酬額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは経営管理グループにて行っております。当社は原則月1回定例で取締役会を開催しておりますが、事前に招集通知を発信し、議案及び報告事項等についてお知らせしており、また、必要に応じて事前説明を行っております。また、常時必要に応じて経営管理グループより、社外取締役、常勤監査役及び社外監査役に対して情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法に規定する機関として取締役会、監査役会を設置しております。また、当社は執行役員制度を導入しており、執行役員は取締役会が決定した基本方針に従い、代表取締役の指揮命令のもと、業務執行しております。

a. 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)で構成されており、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に則して重要事項を決議し、取締役による業務執行を監督しております。取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。また、取締役会には監査役3名も出席しており、常に会社の意思決定の監査が行われる状況を整備しております。

b. 監査役会・監査役

当社の監査役会は監査役3名(うち社外監査役3名)からなり、監査役会で決議された監査計画に基づき、監査を行っております。監査役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を随時開催しております。また、監査役は取締役会等の重要な会議へ出席するほか、取締役に業務の報告を求めるとともに、全部署を往査のうえ業務及び財産等の状況の調査を行うことにより、取締役の職務執行を監査しております。さらに、会計監査人及び内部監査担当とは定期的に情報を共有する場を持ち、各監査の状況を相互に共有して連携を図っております。

c.内部監査

当社の内部監査はCEO室の内部監査担当者1名が担当しており、自己が属するCEO室を除く全部署を対象として監査を実施しております。CEO室については、カスタマーサクセスグループの担当者1名が監査を実施しており、併せて全社を計画的かつ網羅的に監査する体制を構築しております。社内の各業務が社内規程及び社内ルールに基づいて、適正に運営されているかについて監査を行い、内部統制の強化を図っております。監査結果については代表取締役社長及び常勤監査役にも回付しております。報告の結果、改善の必要がある場合には監査対象部署に改善指示をしております。

d.リスク・コンプライアンス委員会

当社はコンプライアンス規程及びリスク管理規程に基づきリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役会長を委員長とし、代表取締役を含む業務執行取締役、常勤監査役、執行役員、本部長、部長、室長、経営管理グループメンバー及びコンプライアンス委員会が必要と認めて参加を要請した者で構成され、当社のコンプライアンス全般について責任を有しております。また、当社のリスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化に関して責任を有しております。リスク・コンプライアンス委員会は四半期に1度定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

e.会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、適切な監査が実施されているとともに、会計上の課題について適時協議を行い、適切な会計処理に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会において意思決定を行うほか、社外監査役3名によって構成されている監査役会及び社外取締役による監督を行うことでコーポレート・ガバナンスの実効性の担保を可能にしております。

当社の企業規模等を勘案し、現状の監査役制度の下、社外取締役及び社外監査役による経営への監督機能を確保しつつ、業務執行の効率化を図ることが、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に繋がるものと判断し、現状の体制を構築しております。

現時点では、透明性の高い意思決定、迅速な業務執行及び監査の実効性を担保するためには、現体制で十分であると判断しておりますが、今後も業績拡大による企業規模の増大が予想されるため、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化という観点から、社外取締役の増員等についても将来的に検討していく所存であります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の方々が十分な議案検討時間を確保できるよう、株主総会の招集通知については、早期発送（開催日の2週間以上前）に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご参加いただけるように他社の株主総会の集中日を避けるように日程を決定する方針です。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討課題と考えており、将来的に必要であると判断した場合に採用してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討課題と考えており、将来的に必要であると判断した場合に採用してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の検討課題と考えており、将来的に必要であると判断した場合に採用してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	株主や投資家の皆様に透明性、公平性、継続性を基本にした情報提供に努めており、今後、当社ホームページへの掲載を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会は必要に応じて検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算、第2四半期決算発表後及びその他必要に応じて、決算説明会を開催する方針であります。また、機関投資家との面談も検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	毎年複数回、海外機関投資家との個別面談を行うことを検討しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、法定開示資料、任意開示情報、決算説明会にて使用した資料等を、当社 IR サイトに掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレート本部 経営管理グループが担当する予定です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主・投資家・顧客をはじめとする様々なステークホルダーからの信頼を得ることが重要と考え、「適時開示マニュアル」や「フェア・ディスクロージャー・ルール対応マニュアル」に基づき、ステークホルダーに対して適時適切かつ公平な情報提供を行ってまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の検討課題と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は株主、投資家をはじめとするステークホルダーに対し、IR サイトや決算発表後における説明会等を通じ、適時・適切に情報を提供する機会を設けていく方針です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2020年10月30日の取締役会にて、「内部統制システムの基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。「内部統制システムの基本方針」は、事業活動における適正な内部統制を構築することを目的としており、その概要は以下のとおりです。

a.取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a)法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに、業務上必要な法令等についてはコンプライアンスリスクとして定期的開催されるリスク・コンプライアンス管理委員会を通して取締役及び使用人へ必要な啓蒙、教育活動を推進する。

(b)内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。

(c)監査役は「監査役監査基準」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差止めを請求する。

(d)内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款並びに当社規程に適合していることを確認の上、代表取締役社長に報告する。

(e)反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力排除に関する規程」及び各種マニュアルを制定し、いかなる場合においても金銭その他の経済的利益を提供しないことを社内に周知徹底する。

b.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a)取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。

(b)データ化された機密情報については、当社「情報セキュリティ管理規程」及び各種マニュアルに従い適切なアクセス制限やパスワード管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。

c.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a)当社はコーポレートリスクの適切な把握並びに啓蒙を目的として「リスク管理規程」を制定し当該規程に基づいて代表取締役会長を委員長とするリスク・コンプライアンス管理委員会を組織する。

(b)リスク・コンプライアンス管理委員会は定期的開催し、当社業務推進上のリスクの把握並びにリスクへの対策を協議し、その結果を必要に応じて社内通知する。

(c)リスクが顕在化した場合は、代表取締役会長を室長とした緊急事態対策室を設置し、早期の回復に努める。

d.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)当社は毎月1回の定時取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

(b)当社は「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき各本部掌管役員並びに各本部長、部長、室長及びグループマネージャーへの権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。

e.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(a)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。

(b)当該補助使用人に対する監査役からの指示については、取締役並びに所属長からの指揮命令を受けないこととする。

(c)当該補助使用人の人事異動、考課並びに懲戒処分については監査役の同意を得るものとする。

f.取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、当該報告者が報告を理由に不利な扱いを受けないための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

(a)取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、または、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。

(b)代表取締役その他取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、当社にコンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るものとする。

(c)監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録並びに稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。

(d)取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

(e)監査役は内部通報窓口担当者との情報交換を定期的に行い、重大なコンプライアンス懸念がある事象については、詳細確認を行う。

(f)監査役に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役等の管理者は当該報告の事実を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。

g.監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(a)監査役監査に必要な費用については、毎期の予算策定時に監査役より経営管理グループに見込みを提示する。会社は、当該費用については会社運営上必要な経費として支給する。

(b)当該予算を超過する費用については、事前に監査役より経営管理グループ宛に請求理由とともに申請し、必要な手続きを経た上で支給する。

(c)なお上記の支給方法は前払い・後払いいずれの方法も可能とする。

h.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。

(b)監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。

i.財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における方針・基準として、「反社会的勢力排除に関する規程」を定め、「当会社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。」ことを基本方針としております。週に1度開催している週例会などの主要な会議の機会を利用してその内容の周知徹底を図るとともに、当社では新規取引先(外注先)との契約締結前には、必ず反社チェックを行ったうえで、取引開始の可否を判断しています。

また、当社サービスはCtoCのプラットフォームであるため、小売業等と同様に不特定多数が利用者となるため、反社会的勢力への利益供与は発生しない状況であるものの、当社と出品者については、当社から金銭の受渡しが発生するため、上場会社の反社会的勢力排除の趣旨を考慮して、反社チェックを導入しております。また、出品者の反社チェックとして、個人に対しては初出金前に個人情報の登録を求め、法人に対しては初出品前に法人情報の登録を求め、当該情報を基に反社チェックを行っております。

また、継続出品者のチェックとして、半年に1回、一定の範囲を対象に反社チェックを行っており、新たな反社情報が発生した場合でも漏れが生じない体制を構築しております。

また警察署や関係機関により実施される反社会的勢力排除に関するセミナー等には代表取締役をはじめ、役員、関係部署の社員を中心に積極的に参加を促しており、意識の徹底とともに情報収集に努めております。

警察署の相談窓口との関係強化や顧問弁護士との緊急体制の構築を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

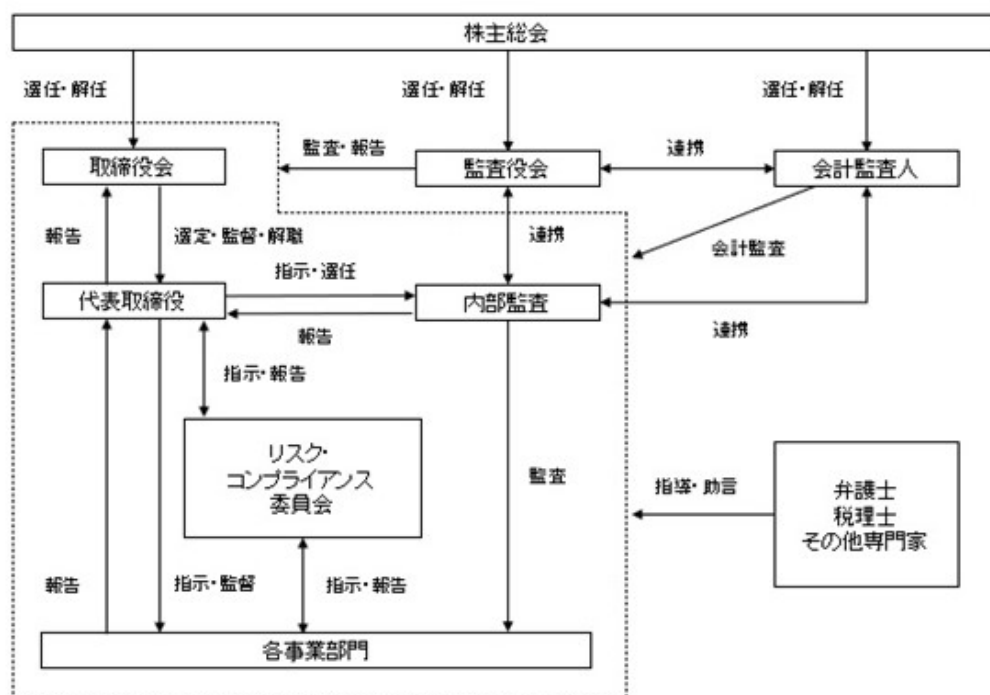
買収防衛策の導入の有無

なし

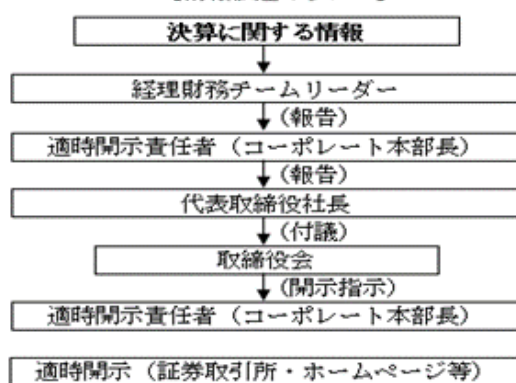
該当項目に関する補足説明

現時点で買収防衛策の導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【情報伝達のフロー】



【開示書類作成のフロー】

